	(安生) 和歌山古馬 児童手当・特例給付 認定請求書														提出年月日				※受付確認年月日						
(宛先)和歌山市長									,	1 - 1	_	IQ DƏMU	14 140	ДЕНПА	+ H				令	和	•	•	f	かれ・	•
請		① (ふりがな) 氏名 (法人名等)						②性別		男・女		③生年 月日						④職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		い者	⑤配偶者 の有無		手 • 無	
求		⑥住所 (法人の主たる 事務所の所在 地)						i	()	1 康			(左欄と異なる場合に記入) ※支給開始月が1~5月						すの場合は前年、6~12月分は本⁴				日時点	
			名称				支店名			口座番号				口座名義人(カタカナ)			マカナ)								
者		⑦ 支払希望 金融機関			銀行 金 信 組 協 漁 協	支店コード			本店 支店 支所 出張所										8個人 番号 (請求者						
配偶		⑨ (ふりがな)											⑩職業	ア. 被用者 イ. 公務員(勤務先: ウ. 被用者等でない者 (請求者等の扶養に入っている場合) エ. 被用者等でない者 (配偶者が国民年金加入者等である場合))	①個人 番号 (配偶者)							
		氏名	児童手当又は特例給付の支給要件の該当性を審査するため、 市区町村が必要な税情報の公譲等の確認を行うことに同意します。)、 {します。	生年 月日		和・平成和・西暦)								
者等		⑫住所											1月1日 時点の 住所		と異なる場合に	に記入)	※支給開始月	が1~5	月分の場合	は前年、(5 ~ 1 2 J	月分は本年	の1月1	日時点	
		ふり 氏	がな 名						海外留学をしている 場合の出国年月			住所						生計 関係	児童 該当	· :○即	3歳未治		3歳以上 学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	
				平成 合和 ・ ・ 同・別 四勝				年 月							有同。			同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
① 児			平成 合和 - 西勝			同・別		年 月									有 · 無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
童	 				平成 令和 · · 西曆	同・別		年 月									有 • 無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
				平成 令和 · · 同 · 別 西勝			年月								有 · 無			同— • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
			ある場合は括弧内に) ⑤請	⑤請求者の扶着 族等及び児童の		粉 つち70歳以上の同			人 者及び	汲び 認定・		別定・却下 年月日		支給開始年月			区分		手当月額				
(P	加入	している公的年 種別		○を記. () (() [入してください。 以立学校教職員共済 国家公務員共済 (勤 也方公務員等共済 (勤	7務先:)	が所得の状況	令和	老人扶養親族の 令和 年分所得額 (請求者) (配偶者)		0合計数				P		令和 ・ 制 限 限 度 額 円		額	児童手当 特例給付		3歲末満分 円 3歲以上小学校修了前分 円 中学生分 計 円	
*	\			令 和		2 条第 1 百 F F Z 姉 以				雑 損 控					控		A 110	11. 14. 1	除 ** **	-	Ld. "*	dat its		1 h +5	
審	\				う 給与所得/: 場合の控	の宋男1垻	3条第1項による控除 (一律控		雑			除	頁医 療	医療費 控		小規模企掛 金		共 済 等	等障 害 質障 /	者・	控 除 特 障	額 寡人勤	婦・ひ労学	とり親・生控除額	
查	請求者		円				円	00円	PI				Pi Pi				PI PI			P P					
◎ 裏	配偶者 面の注	意をよく読んでか	ら記入してください	円 い。 ※印		でください。字は、楷詞	円 彗(かいしょ	:) ではっ?	80,0 きり書いてく				Р	i		F	П		P			I	円		Ρ.
						、締に上り確認を行い														窓口受付	者				

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。 また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有 していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑭、⑥及び⑩の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入し てください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、 前年をいいます。) 1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。

- 6 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、③の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 ③の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んで ください。
- イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑭の欄は、⑪の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の 名称を記入してください。
- イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄 の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑤の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また[]内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の 合計数を記入してください。

なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。 いずれもない場合は、「なし」と記入してください。

- 11 ⑯の欄は、請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額(所得 税法に規定する給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限ります。)を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額(当該金額が零を下回 る場合には、零とします。)と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額)、退職所得金額、山林所 得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引 に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
- なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、 それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって 市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - 1間内状(特別にの巨大を含みよう。以下向縁とう。)が確認することができることは、当該言規は自命することができます。 ・ 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世 帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの 「児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを 「見らとして外国に居住していることを明らかにすることができる書類 「児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。